

## 平成30年度 入札監視委員会議事概要

北海道防衛局、帯広防衛支局

開催日及び場所	平成30年6月28日(木) 北海道防衛局4F第1・2会議室
委員	阿座上洋吉(経営学者) 大浦 崇志(公認会計士) 神谷奈保子(大学客員教授) 菊地 均(大学名誉教授) 津田秀太郎(弁護士) (50音順)

## 防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成30年1月1日～平成30年3月31日
審議対象件数	35件

## 1. 入札状況について(入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)

抽出件数		総件数 5件	(審議概要)
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)	0件	・事務局から、契約状況、指名停止及び低入札状況の説明 ・対象件数から抽出した5件の概要について局、支局担当者が説明後、委員による審議
	一般競争(政府調達協定対象外)	2件	
	公募型指名競争	0件	
	指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等		3件	

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<b>【指名停止状況説明】</b> (特になし) <b>【低入札状況説明】</b> (特になし) <b>【抽出案件】</b> ○建設工事等 (一般競争(政府調達協定対象外)) <b>①[稚内(29)既設建物解体工事]</b> ・1者応札となった理由を説明されたい。	・稚内市に所在する当局の登録業者のうち、とび・土木・コンクリート工事Aランクが1者、建築一式工事Cランク以上が8者と非常に少ない状況のなか、業者からの聞き取りによると、1点目に、技術者不足に伴う専任技術者の配置が困難であったこと。2点目に、周辺の地方公共団体が発注した工事と同時期になったため、地元労働者の確保が困難となったこと。

意見・質問	回答
<p>・分割発注をすれば応札業者が増えた可能性が考えられるが、14棟をまとめて解体しなければならぬ理由を説明されたい。</p> <p>○建設コンサルタント業務 (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p><b>②[稚内(29)土木工事監理業務]</b></p> <p>・工事監理業務とは、本来、発注者側の職員が行う業務だと認識しているが、それをコンサルに委託するのは何故か。</p> <p>・履行期間と技術者の延べ人数からすると予定価格が安価な気がするが算定は適正なのか。</p> <p>○建設工事等 (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p><b>③[然別(29)汚水処理場新設土木その他工事]</b></p> <p>・1者応札となった理由を説明されたい。</p>	<p>3点目に、旭川市等の遠方から労働者を確保するための経費(交通費、宿泊費等)が負担となったことなどが理由であった。</p> <p>・解体する建物は全て近接しており、解体後の跡地に新たな施設を建設する計画があるため、作業の効率性及び安全性を確保するため14棟を一度に解体する必要があった。</p> <p>・工事監督官が受け持つ工事件数が増加するなかで、現場の品質を確保するため、技術士や1級施工管理技士等を有する建設コンサルタントに工事監理業務を委託することとした。</p> <p>・予定価格の基となる業務費の算定にあたっては、「土木工事に係る工事監理業務積算要領」に基づき、適正に算定を行っている。</p> <p>・業者からの聞き取りによると、1点目に、技術者不足に伴う専任技術者の配置が困難であったこと。2点目に、300人規模の汚水処理場の工事实績を有する者が少なかったこと。3点目に、設計施工一括方式の発注であるため、工事の設計に関して敬遠する業者があったことなどが理由である。</p>

意見・質問	回答
<p>・設計と工事を分けて発注することは出来なかったのか。</p> <p>・今回の工事を設計施工一括発注方式としたのは何故か。</p> <p>・予定価格はどのように算定するのか。</p> <p>・総合評価落札方式の評価点について説明されたい。</p> <p>・応札価格が高くても評価点が高ければ逆転する可能性があるのか。</p> <p>○建設コンサルタント業務 (一般競争(政府調達協定対象外) )</p> <p>④[根室(29)東地区局舎新設等設備設計]</p>	<p>・本工事は、当省で定めている設計施工一括発注方式の対象となる工事であり、設計と施工と製造が密接不可分である場合は、個々の業者等が有する特別な設計及び施工技術を一括して活用することが適当とされているため、本方式を採用した。</p> <p>・本工事の浄化槽のように、メーカーによって様々な製品があり、施工方法もタイプによって複数あるような場合、発注者が設計内容を決められず、企業に蓄積されているノウハウを活用して設計することが望ましいという考えから、設計施工一括発注方式とした。</p> <p>・設計施工一括方式に該当する部分の技術提案書と見積書をセットで確認し積算するが、今回は1者のみの提出であったため、その業者の見積価格を基に算定している。</p> <p>・企業の施工能力とは、工事成績に応じた評価点であり、配置予定技術者の能力とは、技術者の施工経験などの評価点である。</p> <p>また、簡易な施工計画とは、工事に関する技術的所見、安全管理に留意すべき事項、品質管理及び施工上配慮すべき事項に関する技術的所見等についての評価点である。</p> <p>・そういうケースもあり得る。</p>

意見・質問	回答
<p>・本件は、応札した5者のうち落札者以外の4者が予定価格を超過し、高落札率（98.28%）となっているがその理由について説明されたい。</p> <p>○建設コンサルタント業務 （随意契約(政府調達協定対象外)）</p> <p><b>⑤ [根室(29)東地区局舎新設等建築設計]</b></p> <p>・随意契約の理由を説明されたい。</p> <p>・どのような技術提案を求め1者が特定されたのか。</p>	<p>・高落札率となった要因として、本業務は、新設する局舎と改修する通信局舎等の設計業務であり、新設の場合は、国土交通省が公表している「設計業務等標準積算基準書」に基づき算出しており、労務単価についても公表されているため、業者が精度の高い積算を行うことは可能であると考えられる。</p> <p>一方、改修の場合は、見積書を徴取し人工数を算出するため、予定価格を超過した4者は人工数を多く見積り、超過したものと推察される。</p> <p>・本業務は、簡易公募型プロポーザル方式で行っており、公募により参加表明者の募集を行い、6者から参加表明書の提出を受けた。その中で評価の合計点が高い5者を選定し、技術提案書の提出を求め、技術提案書の評価点が最も高い1者を特定し、その者と見積合わせを行ったことから、方式としては随意契約となっている。</p> <p>・技術提案については、2項目設定しており、1項目目は、局舎の構造設計における留意点として、局舎A～Fは建物屋上に、局舎Gは建物外部全面に別途契約となる精密器材が設置されるため、風及び当該器材自体の動揺による変位の制限など、構造的に高い性能が要求されることから、構造設計における検討項目及び具体的な留意点について設定した。2項目目は、局舎の内部設計におけ</p>

		意見・質問	回答
			る留意点として、局舎A～Gは、室内に別途契約となる精密電子機器が設置されるため、温湿度及び浮遊塵埃を制限すると共に、閉鎖された機器空間で隊員が執務するための高い環境性能が要求されることから、内部設計における検討項目及び具体的な留意点について設定した。
委員会による意見の具申又は報告の内容		・特になし	
2. 談合疑義案件(内訳明細書の点検結果疑義)の処理状況について			
談合疑義件数		0件	(審議概要) ・該当案件なし
工 事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業 務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
○委員からの意見・質問		意見・質問	回答
○それに対する回答等		・特になし	
委員会による意見の具申又は報告の内容		・特になし	
3. 再苦情処理(再説明請求回答)			
再苦情申立件数 (再説明請求件数)		0件	(審議概要) ・特になし
建 設 工 事	一般競争(政府調達協定対象)	0件	
	一般競争(政府調達協定対象外)	0件	
	公募型指名競争	0件	
	指名競争	0件	
	企画競争	0件	
	随意契約	0件	
建設コンサルタント業務等		0件	
○委員からの意見・質問		意見・質問	回答
○それに対する回答等		・特になし	
委員会による意見の具申又は報告の内容		・特になし	